

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

一九六〇年には約六百万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約四百四十万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は、数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は、約二十万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症のまん延、異常気象による作物の凶作、更に不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では、農地中間管理機構による農地の集積・集約や民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、一九九〇年から二〇〇〇年の十年間で二割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、二〇一七年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約九割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

よって、国会及び政府におかれては、荒廃農地の発生防止と解消を図るため、次の事項を実施するよう強く求める。

- 一 地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を図ること。
- 二 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付けを促す情報を提供するなど、国、地方自治体、民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
- 三 荒廃農地にコスモスやひまわりを植えることなどにより農地の保全を支援することによって景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また、荒廃農地にレンゲを植えることなどにより農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大とともに、予算の拡充を図ること。
- 四 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等との連携の下での活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し、燃料用植物を栽培することなどを推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、制度の再整備を検討すること。
- 五 耕作放棄地の活用促進を図るため、濃厚飼料の代替となる飼料用米や子実コーン及び牧草・稲ホールクロップサイレイジ等の国産飼料の生産拡大を推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月二十六日

大分県議会議長 御手洗 吉生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	寺田稔殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	野村哲郎殿
国土交通大臣	齐藤鉄夫殿
デジタル田園都市国家構想担当大臣	岡田直樹殿